

## 目 次

## 第1章 本書の構成

I 原子力損害の賠償に関する法律（第2章）	1
II 原子力損害賠償支援機構法（第3章）	2
III 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（第4章）	2
IV 各分野における原子力損害の検討（第5章）	3
V 原子力損害賠償の請求手続（第6章）	3
VI 福島原発事故による原子力損害の具体的事例の検討（第7章）	4
VII 訴状案（参考資料）	4

## 第2章 原子力損害の賠償に関する法律

I 目的	6
II 定義	7
1 原子炉の運転等（原賠法2条1項）	8
2 原子力損害（原賠法2条2項）	9
3 原子力事業者（原賠法2条3項）	11
III 無過失責任と異常に巨大な天災地変	12
1 無過失賠償責任	12
2 民法上の不法行為責任との関係	13
3 相当因果関係	13
4 異常に巨大な天災地変または社会的動乱（原賠法3条1	

項ただし書)	14
(1) 異常に巨大な天災地変の定義	14
(2) 関東大震災との比較	16
(3) 不可抗力	18
ア) 不可抗力の定義	18
イ) 津波への対応措置	20
ウ) 原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	22
(4) 政府の立場	23
(5) 金融機関の考え方	24
(6) 東京電力の立場	25
IV 責任の集中	26
1 意義・趣旨	27
2 他の国における責任集中原則	28
3 責任集中原則の適用範囲	28
(1) 全面適用説	28
(2) 国家賠償請求可能説	28
ア) 国に対して損害賠償請求をする趣旨	29
イ) 国家賠償請求を認める理論的構成	29
ウ) 国家賠償法の具体的適用	31
エ) 「過失」の構成	31
4 責任集中原則に関する判例	33
V 求償権	33
VI 損害賠償措置の内容	34
VII 国の措置	36
1 賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合（原賠法16条）	36
2 原子力事業者が免責される場合（原賠法17条）	38
3 国による賠償措置の種類	39

〔図1〕 原子力損害賠償制度	40
<b>VIII 原子力損害賠償紛争審査会</b>	40
1 審査会の役割	40
2 福島第一原子力発電所の原子力事故に関する原子力損害	42
3 原子力損害賠償紛争解決センター	42
<b>IX 原子力損害賠償に関する国際条約</b>	42
〔図2〕 原子力損害賠償条約の仕組み	43
〈表1〉 原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要	44
<b>X 原子力損害賠償に関する法律の今後の改正</b>	45

## 第3章 原子力損害賠償支援機構法

<b>I 目的・背景</b>	46
<b>II 原子力損害賠償支援機構</b>	47
1 組織	47
(1) 設立	47
(2) 役員構成等	47
2 業務内容	48
<b>III 支援の枠組み</b>	49
1 概要	49
2 資金援助の手続	49
(1) 資金援助の申込み	49
〔図3〕 機構法下での原子力事業者への支援の枠組み	49
(2) 特別事業計画の作成・認定	50
◆コラム◆ 債権放棄	51
(3) 特別事業計画に基づく援助の実施	52
3 機構による資金援助の流れ	52
(1) はじめに	52

(2) 福島原発事故への損害賠償に用いられる資金の流れ	53
(ア) 一般負担金	53
◆コラム◆ 電気料金の値上げ	54
(イ) 交付国債	55
(ウ) 東京電力による特別負担金の納付	55
◆コラム◆ 東京電力はなぜ債務超過にならないか	56
(エ) 機構による国庫納付	57
(3) 電力の安定供給の目的に使う資金の流れ——資金借入れ、政府による機構の債務の保証	57
4 例外としての国による直接の資金交付	58
<b>IV 法律施行後の課題</b>	58
1 東京電力に対する援助の実施時期	58
2 残された検討課題	58

## 第4章 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

<b>I 中間指針の概要</b>	60
1 策定の背景	60
2 概要	61
3 対象とされなかったものについての考え方	61
<b>II 各損害項目に共通する考え方</b>	62
1 賠償の対象となる損害の範囲	62
(1) 損害の範囲	62
(2) 損害賠償が制限される場合	63

2 津波・地震による損害との区別……………64

3 証明の程度の緩和等……………65

4 迅速な賠償……………65

**III 政府による避難等の指示による損害……………66**

1 対象区域……………66

(1) 避難区域……………66

(2) 屋内退避区域……………66

(3) 計画的避難区域……………66

(4) 緊急時避難準備区域……………67

(5) 特定避難勧奨地点……………67

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域……………67

2 避難等対象者……………68

3 損害項目……………68

(1) 検査費用（人）……………68

    (ア) 対象者……………69

        (イ) 検査の内容……………69

        (ウ) 検査のための交通費等の付随費用……………69

        (エ) 宿泊費……………69

        (オ) 東京電力の補償基準……………69

    〈表2〉 証拠——検査費用（人）（政府による避難等の指示による損害）……………70

(2) 避難費用……………70

    (ア) 対象者……………71

        (イ) 交通費……………71

        (ウ) 宿泊費等……………71

        (エ) 避難等によって生活費が増加した部分……………71

        (オ) 損害の終期……………72

        (カ) 東京電力の補償基準……………72

    〈表3〉 証拠——避難費用（政府による避難等の指示による損害）……………72

(3) 一時立入費用……………72

    (ア) 対象者……………73

        (イ) 交通費・宿泊費……………73

        (ウ) 東京電力の補償基準……………73

(4) 帰宅費用……………73

    (ア) 対象者……………73

        (イ) 交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等……………73

        (ウ) 東京電力の補償基準……………73

(5) 生命・身体的損害……………74

    (ア) 相当因果関係……………74

        (イ) 賠償の範囲……………74

        (ウ) 東京電力の補償基準……………74

    〈表4〉 証拠——生命・身体的損害（政府による避難等の指示による損害）……………75

(6) 精神的損害……………75

    (ア) 対象者……………76

        (イ) 損害の範囲……………76

        (ウ) 損害額……………76

(7) 営業損害……………77

    (ア) 対象者……………78

        (イ) 損害額……………78

        (ウ) 東京電力の賠償基準……………79

        (エ) 証拠……………79

(8) 就労不能等に伴う損害……………79

    (ア) 対象者……………79

        (イ) 追加的費用……………80

        (ウ) 就労不能期間の終期……………80

        (エ) 損害の範囲……………80

        (オ) 東京電力の補償基準……………80

(カ) 証拠	80
(9) 検査費用 (物)	80
(ア) 対象	81
(イ) 東京電力の賠償基準	81
(ウ) 証拠	81
(10) 財物価値の喪失または減少等	81
(ア) 対象	82
(イ) 損害の範囲	82
(ウ) 「財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合」とは	82
(エ) 損害の基準となる財物の価値	83
(オ) 不動産の取扱い	83
(カ) 東京電力の賠償基準	84
〈表5〉 証拠——財物価値の喪失または減少等 (政府による避難等の指示による損害)	84
<b>IV 政府による航行危険区域等および飛行禁止区域の設定に係る損害</b>	84
1 営業損害	84
(1) 対象	84
(2) 損害の算定	85
(3) 東京電力の賠償基準	85
〈表6〉 証拠——営業損害 (政府による航行危険区域等および飛行禁止区域の設定に係る損害)	85
2 就労不能等に伴う損害	85
(1) 損害額の算定	86
(2) 東京電力の賠償基準	86
(3) 証拠	86
<b>V 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害</b>	86
1 対象	86

2 損害項目	87
(1) 営業損害	87
(ア) 対象者	88
(イ) 損害の算定	88
(ウ) 東京電力の賠償基準	89
〈表7〉 東京電力賠償基準——出荷制限指示等による逸失利益の計算方法	89
〈表8〉 証拠——営業損害 (農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害)	90
(2) 就労不能等に伴う損害	90
(ア) 対象者	90
(イ) 追加的費用	90
(ウ) 因果関係の立証	91
(エ) 損害の終期	91
(オ) 証拠	91
(3) 検査費用 (物)	91
(ア) 対象者	91
(イ) 損害の範囲	91
(ウ) 証拠	92
<b>VI その他の政府指示等に係る損害</b>	92
1 対象	92
2 損害項目	93
(1) 営業損害	93
(ア) 対象者	93
(イ) 損害の範囲・算定方法	93
(ウ) 東京電力の賠償基準	94
〈表9〉 証拠——営業損害 (その他の政府指示等に係る損害)	94
(2) 就労不能等に伴う損害	95
(ア) 対象者	95

(イ) 追加的費用	95
(ウ) 因果関係の立証	95
(エ) 損害の終期	95
(オ) 証拠	95
(3) 検査費用(物)	96
(ア) 対象者	96
(イ) 検査費用	96
(ウ) 証拠	96
<b>VII いわゆる風評被害</b>	96
1 一般的基準	96
(1) 意義	97
(2) 相当因果関係の判断枠組み	98
(3) 福島原発事故に加えて他原因の影響が認められる場合	98
(4) 東京電力の賠償基準	99
(5) 損害の終期	99
(6) 損害項目	99
2 農林漁業・食品産業の風評被害	99
(1) 対象	101
(ア) 農林漁業	101
〈表10〉 農林漁業における風評被害の賠償対象	102
(イ) 農林水産物の加工業および食品製造業	102
(ウ) 農林水産物(加工品を含む)および食品の流通業	103
(エ) 自主的な出荷、操業等の断念	103
(オ) 検査費用	103
(カ) その他	103
(2) 東京電力の賠償基準	103
〈表11〉 証拠——風評被害(農林漁業・食品産業)	103
3 観光業の風評被害	104
(1) 観光業とは	105

(2) 賠償の範囲	105
(3) 東京電力の賠償基準	105
(4) 仮払法による措置	106
〈表12〉 証拠——風評被害(観光業)	106
4 製造業、サービス業等の風評被害	107
(1) 製造業・サービス業における「風評被害」の例	108
(2) 東京電力の賠償基準	108
〈表13〉 証拠——風評被害(製造業、サービス業等)	109
5 輸出に係る風評被害	109
(1) 輸出に係る「風評被害」の例	109
(2) 東京電力の賠償基準	110
〈表14〉 証拠——風評被害(輸出)	110
<b>VIII いわゆる間接被害</b>	110
1 指針の内容	111
2 間接被害の裁判例	112
3 東京電力の賠償基準	112
〈表15〉 証拠——間接被害	113
<b>IX 放射線被曝による損害</b>	113
1 指針の内容	113
2 損害の範囲と算定	114
3 東京電力の賠償基準	114
4 証拠	114
<b>X 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整</b>	114
1 損益相殺の法理	115
2 損害額から控除すべきと考えられるもの	115
(1) 損益相殺の法理により控除すべきと考えられるもの	115
(2) 損益相殺の対象とはならないが、損害額から控除すべきと考えられるもの	115
3 損害額から控除すべきでないと考えられるもの	116

4	農畜産業振興機構による支援金の取扱い	116
<b>XI</b>	<b>地方公共団体等の財産的損害等</b>	117
1	損害の範囲	117
2	東京電力の賠償基準	117
3	法律の措置	118

## 第5章 各分野における原子力損害の検討

<b>I</b>	<b>農林漁業</b>	119
1	総論	119
2	政府による避難指示等に係る損害関係	120
(1)	(避難指示等に係る) 営業損害	120
(ア)	減収分	120
(イ)	追加的費用	120
(ウ)	避難指示等の解除後の減収および追加的費用	121
(2)	(避難指示等に係る) 検査費用	122
(3)	(避難指示等に係る) 財物価値の喪失または減少	122
3	政府等による出荷制限指示等に係る損害	122
(1)	(出荷制限指示等に係る) 営業損害	123
(ア)	減収分	123
(イ)	追加的費用	123
(ウ)	出荷制限指示等の解除後の減収および追加的費用	124
(2)	(出荷制限指示等に係る) 検査費用	124
4	政府による航行危険区域等の設定に係る損害——営業損害	124
(1)	減収分	125
(2)	追加的費用	125
5	風評被害	125
(1)	意義および一般的基準	125

(2)	農林水産物の風評被害	125
(ア)	中間指針第7「1 一般的基準」Ⅲ) ①の類型に該当するもの	125
(イ)	風評被害を懸念して自ら作付けを断念したことによる損害	126
(ウ)	取引先の要求等による検査にかかった検査費用	127
(エ)	その他	127
<b>II</b>	<b>食品産業分野</b>	127
1	総論	127
2	政府による避難等の指示等に係る損害	128
(1)	(避難指示等に係る) 営業損害	128
(ア)	減収分	128
(イ)	追加的費用	128
(ウ)	避難指示等の解除後の減収および追加的費用	129
(2)	(避難指示等に係る) 就労不能等に伴う損害	129
(ア)	減収分	129
(イ)	追加的費用	129
(3)	(避難指示等に係る) 検査費用	129
(4)	(避難指示等に係る) 財物価値の喪失または減少等	130
3	政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害	130
(1)	(出荷制限指示等に係る) 営業損害	130
(ア)	減収分	130
(イ)	追加的費用	131
(ウ)	加工・流通業者の減収分および追加的費用	131
(エ)	指示解除後の減収分および追加的費用	131
(2)	(出荷制限指示等に係る) 就労不能等に伴う損害	131
(3)	(出荷制限指示等に係る) 検査費用	132
4	その他政府指示等に係る損害	132
(1)	(その他政府指示等に係る) 営業損害	132
(ア)	減収分	132

(イ) 追加的費用	132
(ウ) 指示解除後の減収分および追加的費用	132
(2) (その他政府指示等に係る) 就労不能等に伴う損害	133
(3) (その他政府指示等に係る) 検査費用	133
5 風評被害	133
(1) 意義および一般的基準	133
(2) 食品産業の風評被害	133
(ア) 中間指針第7「1 一般的基準」Ⅲ) ①の類型に該当するもの	133
(イ) 風評被害を懸念して自ら出荷等を断念したことによる損害	134
(ウ) 取引先の要求等による検査にかかった検査費用	134
(エ) その他	134
6 間接被害	135
(1) 意義および一般的基準	135
(2) 具体例	135
7 損害の立証資料	135
(1) 営業損害	135
(ア) 減収分	135
(イ) 追加的費用	135
(2) 就労不能等に伴う損害	136
(3) 検査費用	136
(4) 財物損害	136
<b>Ⅲ 農林水産物・食品の輸出関係</b>	136
1 総論	136
2 検査費用・各種証明書発行費用等	137
3 輸入拒否に係る減収分および追加的費用	137
4 合理的な損害の算定方法および立証資料の例	137
(1) 検査費用・各種証明書発行費用等	137
(2) 輸入拒否に係る減収分および追加的費用	138

(ア) 廃棄に係る損害	138
(イ) 転売に係る損害	138
(ウ) 輸出機会損失等に係る損害	138
<b>Ⅳ 建設業</b>	139
1 総論	139
2 政府による避難等の対象区域に係る損害関係	139
(1) 逸失利益	139
(ア) 警戒区域等の制限区域内における受注の途絶または減少	139
(イ) 事故発生時に契約済み取引の解約等	140
(ウ) 存置した資機材等を使用できないことによる受注機会の喪失	141
(2) 追加的負担費用	142
(ア) 警戒区域等からの避難、移転費用	142
(イ) 営業に要する交通費等	142
(ウ) 工事の延期に伴う追加的費用	143
(エ) 政府による避難指示等の対象区域内における作業の忌避	143
(オ) 従業員の退職を回避し継続雇用するための追加的費用	143
(3) 財産価値の喪失・減少関係	144
(ア) 警戒区域に存置せざるを得なかった重機や資材等	144
(イ) 建築中の住宅など(財物価値の低いもの)	145
3 政府指示等の対象区域外に係る損害関係(いわゆる風評被害)	145
(1) 対象区域に隣接する市域で育成している造園用樹木	145
(2) 除染した資材等の忌避	145
<b>Ⅴ 不動産業</b>	146
1 総論	146
2 政府による避難等の対象区域に係る損害関係	146
(1) 逸失利益(対象区域内に拠点をおく不動産事業者)	146
(ア) 警戒区域等の制限区域内における不動産取引の途絶	146

(イ) 事故発生時の契約済み取引の解約等	147
(2) 追加的負担費用	148
(ア) 警戒区域等からの避難、移転費用	148
(イ) 賃貸住宅管理費用	148
(ウ) 金融機関の融資条件変更に伴う追加的費用	148
(3) 財産価値の喪失・減少関係	149
(ア) 入居者が避難した賃貸住宅	149
(イ) 建築途中で契約解除された物件	150
(ウ) 保有不動産	150
3 政府指示等の対象区域外に係る損害関係	150
(1) 逸失利益（対象区域外に拠点をおく不動産事業者）	150
(ア) 警戒区域等の制限区域内における不動産取引の途絶	150
(イ) 事故発生時の契約済み取引の解約等	151
(2) 追加的負担費用（対象区域外に拠点をおく不動産事業者）	151
(3) 風評被害	151
(ア) 営業損害	152
(イ) 追加費用	152
<b>VI 製造業</b>	153
1 総論	153
2 政府による避難等の指示等の対象区域に係る損害および その他政府指示等に係る損害	153
(1) 営業損害	153
(ア) 減収分（逸失利益）	153
(イ) 追加的費用	154
(2) 検査費用	155
(3) 財物価値の喪失または減少等	155
3 風評被害	156
(1) 意義および一般的基準	156
(2) 中間指針第7「1 一般的基準」III ①の類型に該当する	

もの	156
(3) (2)以外の風評被害（輸出に係るものを含む）	157
4 間接被害	157
<b>VII 情報通信</b>	158
1 総論	158
2 民間放送関係	158
(1) 政府指示による避難等の対象区域に係る損害関係	158
(ア) 逸失利益	158
(イ) 追加的費用	159
(2) 政府指示等の対象区域外に係る損害関係	159
(ア) 逸失利益①——放送事業収入の減少	159
(イ) 逸失利益②——その他事業収入の減少	160
(3) その他の損害	160
<b>VIII 陸運（旅客輸送）</b>	160
1 旅客自動車運送事業者の特徴	160
2 政府による避難等の指示等の対象区域内で全部または 一部事業を営んでいた旅客自動車運送事業者の損害	161
(1) 政府による避難等の指示等に係る損害	161
(ア) 避難等の指示等に伴う減収分（逸失利益）	161
(イ) 追加費用	162
(ウ) 財産価値の喪失または減少等による価値喪失・減少分および追加費用	162
(2) 立証資料	162
3 政府指示等の対象区域外に所在する旅客自動車運送事業者の損害	163
(1) 間接被害	163
(ア) 概要	163
(イ) 間接被害の損害の種類	163
(ウ) 立証資料	164



(2) 風評被害	164
(ア) 風評被害の損害の種類	164
(イ) 立証資料	165
<b>IX 物流（トラック輸送）</b>	165
1 トラック運送事業者の特徴	165
2 政府による避難等の指示等の対象区域内で全部または一部事業を営んでいたトラック運送事業者の損害	166
(1) 政府による避難等の指示等に係る損害の内容	166
(ア) 避難等の指示等に伴う減収分（逸失利益）	166
(イ) 従業員への給与	166
(ウ) 追加費用	166
(エ) 財産価値の喪失または減少等による価値喪失・減少分および追加費用	167
(2) 立証資料	167
3 政府指示等の対象区域外に所在するトラック運送事業者の損害	167
(1) 間接被害	167
(ア) 概要	167
(イ) 間接被害の損害の種類	168
(ウ) 立証資料	169
(2) 風評被害	169
(ア) 風評被害の損害の種類	169
(イ) 立証資料	170
(3) 警戒区域および計画的避難区域を迂回することによるコスト増の被害	170
(ア) 被害の内容	170
(イ) 立証資料	170
<b>X 物流（倉庫）</b>	171
1 特徴	171

2 政府による避難等の指示等の対象区域に所在する倉庫事業者の損害	171
(1) 政府による避難等の指示等に係る損害の内容	171
(ア) 避難等の指示等に伴う減収分（逸失利益）	171
(イ) 従業員への給与	172
(ウ) 追加費用	172
(エ) 財産価値の喪失または減少等による価値喪失・減少分および追加費用	172
(2) 立証資料	172
3 政府指示等の対象区域外に所在する倉庫事業者の損害	172
(1) 間接被害	172
(ア) 概要	172
(イ) 間接被害の損害の種類	173
(ウ) 立証資料	173
(2) 風評被害	173
(ア) 風評被害の損害の種類	173
(イ) 立証資料	174
<b>XI 海事（内航海運・フェリー・旅客船）</b>	174
1 政府による航行危険区域設定に係る損害関係	174
(1) 政府による航行危険区域設定の実態	174
(2) 迂回により発生した損害の内容	174
2 政府指示等の対象区域外に係る損害関係——風評被害	175
(1) 風評損害の種類	175
(2) 検査費用（物）	175
<b>XII 海事・港湾（外航海運・港湾）</b>	175
1 政府による避難等の指示等の対象区域に係る損害関係	175
(1) 政府による航行危険区域設定に係る損害	175
(2) 政府による避難等の指示等に係る損害	176
2 政府指示等の対象区域外に係る損害関係	176

(1) 国内における放射線検査費用	176
(2) 海外における船舶入港拒否による損害	176
(3) 外国船主等による日本への寄港拒否に係る損害	177
<b>XIII 航空</b>	177
1 政府による飛行禁止区域設定に係る損害関係	177
(1) 追加費用	177
(2) 事故リスクに対応した追加的措置に係る損害	177
2 政府指示等の対象区域外に係る損害関係——風評被害	178
(1) 旅客数の減少による売上の減少	178
(ア) 国際線の旅客数の減少	178
(イ) 国内線の旅客数の減少	178
(ウ) 空港利用客の減少	178
(2) 安全性担保のための機内放射線量検査の実施	178
(3) 海外での放射線検査に対応する費用の発生	178
<b>XIV 中小企業</b>	179
1 総論	179
2 政府による避難等の対象区域に係る損害	179
(1) 旧事業所の廃業	179
(2) 損害の算定方法	179
(ア) 事業用資産の損害	179
(イ) 営業損害等	180
3 政府による避難等の対象区域外に係る損害	181
(1) いわゆる風評被害	181
(2) 間接被害	181
<b>XV 小売業</b>	181
1 総論	181
2 特徴	182
(1) 政府による避難等の対象区域に係る損害	182
(ア) 営業損害（逸失利益）	182

(イ) 営業損害（追加的費用）	183
(ウ) 検査費用	184
(エ) 財物価値の喪失または減少等	184
(2) 政府等による出荷制限指示等に係る損害	185
(ア) 営業損害（逸失利益）	185
(イ) 営業損害（追加的費用）	186
(ウ) いわゆる風評被害	186
<b>XVI 雑貨卸売業</b>	187
<b>XVII 卸売・小売業分野（石油製品販売業）関係</b>	187
1 総論	187
2 政府による避難等の対象区域に係る損害	188
3 政府指示等の対象区域外に係る損害	188
<b>XVIII 金融</b>	189
1 総論	189
2 営業損害	190
(1) 貸付債権（利息部分）	190
(ア) 貸付債権の貸倒れ等に伴う逸失利益	190
(イ) 将来貸付けを実行できなくなったことに伴う逸失利益	191
(2) 役務取引等利益（手数料利益）	191
(ア) 損害の内容	191
(イ) 調査内容（立証方法）	192
(ウ) 損害の算定方法	192
(3) 損害防止費用および営業継続費用	192
(ア) 損害の内容	192
(イ) 調査方法	192
(ウ) 損害の算定方法	193
3 財物価値の喪失または減少等	193
(1) 貸付債権（元本部分）	193
(ア) 損害の内容	193

(イ) 損害賠償の可否	194
(2) 保有している財物（不動産・動産等）価値の喪失または減少等および除染費用	194
(ア) 損害の内容	194
(イ) 損害額の算定方法	194
4 政府指示等の対象区域外に係る損害関係	194
<b>XIX サービス業</b>	195
1 総論	195
2 政府による避難等の指示等に係る損害	195
(1) （避難指示等に係る）営業損害	195
(2) リース業関係の損害	196
(ア) 営業損害	196
(イ) リース物件の財物価値の喪失または減少	197
(ウ) 自動車リースに特有の損害	197
3 風評被害	198
<b>XX 観光業</b>	200
1 観光業の特色	200
2 観光業における損害類型の概要	200
(1) 避難区域、警戒区域、屋内退避区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が一時避難を要請した区域の指定に伴う損害	200
(2) 前記(1)の対象区域外に係る損害	201
3 観光業における風評被害	201
(1) 観光業における風評被害の考え方	201
(2) 原則として相当因果関係が認められる損害	201
(3) 前記(2)の損害に関する検討	202
(ア) 福島県、茨城県、栃木県および群馬県における風評被害	202
(イ) 外国人観光客の予約キャンセルによる被害	202
(4) 考慮事情	203

(5) 中間指針に明示されていない損害等	204
(6) 具体例	204
4 観光業における間接被害	205
5 立証資料——営業損害	205
(1) 減収分	205
(2) 追加的費用	205
(3) 検査費用	206
<b>XXI 学校</b>	206
1 総論	206
2 政府による避難等の指示等に係る損害	206
(1) （避難指示等に係る）営業損害	206
(ア) 減収分	206
(イ) 追加的費用	207
(2) 財物価値の喪失または減少等	208
3 その他の政府指示等に係る損害	208
4 風評被害	209
(1) 減収分	209
(2) 追加的費用	209
<b>XXII 芸術文化・社会教育</b>	211
1 総論	211
2 政府による避難指示等に係る損害	211
(1) 営業損害	211
(ア) 施設等の所有者について生ずる損害	211
(イ) 前記(ア)以外の者に生ずる損害	212
(2) 財物価値の喪失または減少等	212
3 風評被害	213
(1) 公演等の中止等による損害（総論・共通項目）	213
(2) 公演等の中止による営業損害	214
(3) 公演等の延期による営業損害	214

(4) 公演等の内容変更による営業損害	214
(5) 公演等の主催者以外の者に生ずる損害	214
4 間接被害	215
<b>XXIII 文化財</b>	215
1 総論	215
2 政府による避難指示等に係る損害	215
(1) 公開・活用している文化財の営業損害等	216
(2) (文化財の) 財産価値の喪失または減少等	216
<b>XXIV 医療施設</b>	217
1 総論	217
2 政府による避難等の対象区域に係る損害	217
(1) 医療機関の営業損害	217
(ア) 患者数減少による営業損害	217
(イ) その他の営業損害	218
(ウ) 中間指針との関係	219
(エ) 損害額の算定方法	220
(2) 対象区域内の医療機関から入院患者を搬送した際に生じた損害	220
(ア) 医療機関が負担した搬送費用	220
(イ) 今後発生すると思われる搬送費用	220
(ウ) 損害額の算定方法および立証資料	220
(3) 対象区域内の医療機関の職員の就労不能等に伴う当該職員の損害	221
<b>XXV 勤労者</b>	221
1 総論	221
2 政府による避難等の対象区域に係る損害関係	222
(1) 「勤労者」の定義、範囲	222
(2) 「就労不能等」の範囲	222
(ア) 具体例	222

(イ) 就労予定者の取扱い	222
(ウ) 就労の現実性の立証資料	222
(3) 「就労不能等に伴う損害」とされる「給与等」の類型	222
(4) 損害額の算定方法	223
(ア) 逸失給与の算定方法	223
(イ) 立証資料	224
(ウ) 避難等区域内の事業所の休業等に伴う労働者の配置転換、離職等に伴う追加支出の算定方法	224
3 政府指示等の対象区域外に係る損害関係	224
(1) 損害の類型	224
(2) 損害額の算定方法	225
4 損害発生の終期の考え方	225
<b>XXVI 自主避難者</b>	225
1 総論	225
2 自主避難の合理性判断基準に関する審査会の検討状況	226
3 自主避難の合理性判断基準 (私見)	227
4 損害項目	230

## 第6章 原子力損害賠償の請求手続

<b>I 各手続の比較</b>	231
1 現状	231
2 東京電力に対する直接交渉 (いわゆる「東京電力による本賠償」)	231
(1) ポイント	231
(2) 問題点	231
3 比較一覧	232
4 各手続の関係	232

〈表16〉 各手続の比較	233
〔図3〕 各手続の関係	234
<b>II 東京電力との直接交渉（東京電力による本賠償）</b>	235
1 概要	235
2 東京電力の定める賠償基準	235
3 対象期間	235
4 受付窓口	236
5 福島原子力補償相談室（コールセンター）	236
6 書類郵送先	237
7 東京電力による仮払い・支払窓口	237
(1) 位置づけ	237
(2) 仮払補償金の支払い	237
〈表17〉 東京電力による仮払補償金の支払い	238
<b>III 「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づく、原子力損害賠償支援機構による仮払い</b>	240
1 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律	240
(1) 沿革	240
(2) 国による仮払金の支払い	240
(3) ポイント	241
2 具体的な請求手続	241
(1) 請求の対象となる地域	241
(2) 請求の対象となる業種	241
(3) 請求対象期間	242
(4) 留意点	242
(5) 申立てに必要な書類	242
(6) 請求書の提出先・提出方法	242
(7) 仮払金額の算定式	242

3 その他	243
(1) 国による仮払金の支払いと本賠償との関係	243
(2) 原子力被害応急対策基金	243
<b>IV 原子力損害賠償紛争解決センター（原紛センター）によるADR手続</b>	244
1 原紛センターの概要	244
2 受付開始日・申立書の提出先	245
3 対象となる紛争	245
4 原紛センターの紛争解決手続	246
(1) 和解の仲介手続	246
(2) 申立書の提出	246
(3) 開催場所	247
(4) 審理・終結	247
(5) 原紛センターの紛争解決手続の特徴	247
(6) 原紛センターを利用するメリット	247
(7) 相手方（東京電力）が出席しない場合	248
5 審査会組織令改正前後の原子力損害賠償紛争審査会の比較	248
(1) 改正前	248
(2) 改正後	248
6 統括委員会	248
(1) 意義	248
(2) 人員	249
7 原子力損害賠償紛争和解仲介室（「和解仲介室」）	249
8 和解仲介パネル	249
9 今後	249
<b>V 訴訟手続</b>	250
1 土地管轄	250
(1) 原賠法3条1項本文に基づく損害賠償請求訴訟の管轄	250
(2) 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の管轄	251

(3) 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求または同法2条1項に基づく損害賠償請求訴訟の管轄	251
2 事物管轄	251

## 第7章 福島原発事故による原子力損害の具体的事例の検討

第1問：原賠法の責任集中原則に関する質問	252
(1) 事前の国の政策の誤りに基づく国家賠償請求	252
(2) 後発的な国の不作為に基づく国家賠償請求	261
第2問：牛肉に関する風評被害①	269
第3問：牛肉に関する風評被害②	277
[資料1] 中間指針の概要（一覧表）	286
[資料2] 訴状案	298
・執筆者一覧	333

### 凡例

#### 〈法令等略語表〉

原賠法	原子力損害の賠償に関する法律
機構法	原子力損害賠償支援機構法
仮払法	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律
原災法	原子力災害対策特別措置法
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

#### 〈判例集・判例評釈書誌略語表〉

民集	大審院民事判例集、最高裁判所民事判例集
判時	判例時報
判夕	判例タイムズ

#### 〈震災関連表記〉

東日本大震災	平成23年3月11日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地震・津波・原子力発電所事故および各風評損害
阪神淡路大震災	平成7年1月17日（火）に発生した兵庫県南部地震に伴う地震災害
関東大震災	大正12年9月1日（土）に発生した大正関東地震による地震災害